資料２－４

第１２９回東海市長会通常総会
決　　議

令和元年１０月１８日

東　海　市　長　会

決議第１号

地方行財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題への対応に必要となる財政需要が増加する一途にある。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、地方の行財政基盤を充実することが必要不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

３．年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

４．都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方歳出を削減しないこと。

５．全世代型社会保障への転換などを内容とする、平成２９年１２月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」については地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。

6．消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると約３割が地方の社会保障財源であり、消費税軽減税率制度の導入に伴う減収分は、個人所得課税及びたばこ税の見直し、インボイス制度の導入などによることとされた財源確保対策を確実に実施し、地方の社会保障財源に影響を与えることのないようにすること。

7．地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

8．固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり都市自治体から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。

なお、平成３０年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、期限を厳守すること。

9．社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含む社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策など増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。

１０．恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税の法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

また、抜本的な見直しまでは、引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

１１．地方交付税のトップランナー方式については、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことから、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

１２．ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、国において地方特例交付金による全額補填措置などの財源措置を講じること。

１３．学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

１４．公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共的役割の観点から、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎え改築更新需要の増加が見込まれる下水道施設の改築について、社会資本整備総合交付金等の国庫負担金を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。

１５．国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助基準額を都市自治体の所要額と同額にするなど財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。

１６．地方創生、人口減対策をはじめ、医療・介護等の社会保障、防災・減災対策、地域交通対策、環境対策など都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整機能・財源保障機能の維持・充実を図ること。

１７．地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するとともに、地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金について地域の実情に応じ効果的に利用ができる制度となるよう諸要件を緩和し、継続を図ること。

１８．新たな在留資格「特定技能」の創設に伴い、更なる増加が見込まれる外国人材及び在留外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現に向けて、一元的な体制の下、責任を持って取り組むこと。

また、外国人材及び在留外国人が安心して働き、暮らしていくための支援は喫緊の課題であり、都市自治体が実施する外国人材に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、外国人の受入れ・共生を目指した環境整備や日本語教育のためボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、適切な財政支援を行うこと。併せて、増加する外国人児童生徒等について、安心して学校に通うことができるよう、日本語初期指導教室の制度化や、外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境整備を行うこと。

１９．外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策の推進、国と都市自治体の役割と責任を明確にするための制度設計、加えて国をあげて共生政策を強力に実行できる組織として、「（仮称）外国人庁」を内閣府に設置すること。

２０．国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化・高額薬剤の保険適用等による

医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、さらなる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

２１．小学生以上の子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として国の責任において、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を創設すること。

２２．子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、現物給付化実施のため福祉医療費全般において減額調整措置を廃止すること。

２３．都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることがないよう、必要な財源を確保すること。

２４．幼児教育・保育の無償化は国策として重要な少子化対策の一つであり、必要な財源は国の責任において確実に確保するとともに、交付団体・不交付団体に関わらず新たな財政負担が生じることがないよう、不足分に対しては交付金等の財政措置を講じること。

２５．これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の拡大に対応するために、都市自治体の行う幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する財政措置を国の責任において講じること。

２６．都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでいるところであるが、円滑に進められるように十分な財政措置を講じること。

２７．マイナンバーカードの普及に向け、個人情報の適正な取扱い確保について配慮しつつ、国が率先してマイナンバーカードの利用価値を高め、具体的な普及対策を講じるとともに、マイナンバー制度の今後の方向性を具体的に示したうえで、全省庁をあげて整合性のある取組を行うこと。

２８．我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

以上決議する。

令和元年１０月１８日

東海市長会

決議第２号

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。

２．東海地震による災害から住民の生命と財産の安全を確保するための地震対策事業については、今後実施すべき事業が数多く残されており、迅速かつ的確に地震対策を進める必要があることから、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長すること。

３．事前防災・減災対策は重要な課題であり、今回の対策期間以後においても、緊急に必要な対策が求められていることから、令和３年度以降も、地方が必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、緊急自然災害防止対策事業債の適用期間の延長をはじめ、引き続き、防災・減災、国土強靱化対策のさらなる継続・強化に向けた財源の確保を図ること。

４．令和２年度で終了する緊急防災・減災事業債については、多岐にわたる個別の防災機能強化のため、対象事業の拡充を図り、恒久化すること。

５．南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

６．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダムや渓流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など

支援措置を拡充すること。

7．侵食が進んでいる海岸について、下流への土砂供給を図る総合的な土砂管理対策を推進するなど、総合的な海岸保全対策を講じること。

8．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

9．富士山などの噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導する広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

１０．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

１１．災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

１２．原子力災害時広域避難計画の策定や実効性の向上のため、困難な課題の解決に向け、関係機関との調整や財政支援を強化すること。

以上、決議する。

令和元年１０月１８日

東海市長会

決議第３号

豚コレラ対策に関する決議

昨年９月、国内で２６年ぶりに発生した豚コレラは、これまでに８府県で約１５万頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらし、関係者による懸命の努力にもかかわらず、依然として野生イノシシ感染の複数県への拡大と断続的に農場での発生が続いている。

これ以上の感染拡大を防ぐため発生府県では、発生直後から各農場での飼養衛生管理基準の遵守徹底などの防疫対策の強化や検査体制及び指導体制の強化に加え、国の指導のもと野生イノシシへの経口ワクチン散布、捕獲強化や防護柵の設置などの対策を実施しているが、終息に向けた見通しが立たない状況にある。

このような中、農場関係者は日々、不安と緊張を強いられ、また、発生地域では出荷量が減少することにより、農場関係者、食肉処理業者、流通業者など業界全体として、憂慮すべき状況にある。

よって、国においては、感染の拡大防止、撲滅に向けた総合的な対策の強化を図るとともに、豚コレラの終息と産地の再生のため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．飼養衛生管理基準に基づき、防疫体制を徹底している農場においても豚コレラの感染が確認されていることを踏まえ、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を改定し、豚に対する早期のワクチン接種を国の責任、負担のもとで実施するとともに、接種豚の円滑な流通が図られる仕組みを構築すること。

２．豚コレラウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、感染経路や発生原因を早急に解明するとともに、野生イノシシ感染地域にある農場については周辺環境に応じ衛生管理の基準、ハード整備の強化を図ること。

３．地方公共団体及び農場が行う防疫対策の取組に対する支援の充実を図るとともに、豚コレラ発生農場へ交付される手当金等の免税措置、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、発生農場の経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。

４．地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、感染拡大・交差汚染を防止するための消毒などの対策を充実する支援や、取扱量の大幅な減少による経営環境の激変を緩和する支援措置などの創設とともに、と畜場への財政支援を実施すること。

5．海外で感染が拡大しているアフリカ豚コレラなど家畜伝染病の国内侵入を防止するため検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。

以上決議する。

令和元年１０月１８日

東海市長会

決議第４号

会計年度任用職員制度導入に関する決議

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を図るため、臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化を行う地方自治法及び地方公務員法の改正が行われ、令和２年度から施行される。

この会計年度任用職員制度に基づき任用された職員に対しては、期末手当の支給や経験年数に応じた昇給等を行わなければならないものと示され、多くの自治体において、期末手当、退職手当、共済組合負担金等追加の負担が生じることが予想される。

よって、地方公共団体が公務の能率的かつ適正な運営を確保し、制度の適正かつ円滑な導入を図るため、国においては、制度の準備状況等に関する調査等を踏まえ、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる自治体の財政需要の増加について、財政措置を確実に講じることを強く要望する。

以上決議する。

令和元年１０月１８日

東海市長会

ゴルフ場利用税の堅持を求める特別決議

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の７割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の様々な行政サービス等に使用されているところである。

ゴルフ場所在市町村は、過疎地域や中山間地域がその約７５％を占めており、自主財源の乏しい地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

ゴルフ場利用税の廃止は、地方の貴重な自主財源を奪うこととなり、断じて許されない。

また、ゴルフ場利用税は、１８歳未満の者、７０歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

一方、ゴルフ場利用税を廃止し、これに伴う自治体の減収を国が交付金で補填するべきとの議論があるが、国民全体の税負担を財源とすることは、ゴルフをしない方を含めた国民全体の理解を得られるものではなく、国の財政状況によっては減額や廃止の可能性もあり、ゴルフ場所在市町村にとっての継続性のある財源としては考えられない。

さらには、ゴルフ競技がオリンピックの正式種目となり、２０２０年にオリンピックが東京で開催され、今後より一層ゴルフ振興を図っていく必要があり、アクセス道路の維持管理や環境対策などゴルフ場所在市町村が行っている行政サービスを更に充実して実施しなければならず、オリンピックを口実にしたゴルフ場利用税廃止論やスポーツ庁の非課税対象の拡大要望は、道理に合わない。

よって、国においては、ゴルフ場利用税の現行制度を今後も堅持するよう強く要望する。

以上決議する。

令和元年１０月１８日

東海市長会